

# 總罷業敢行に當りて

## 我等の態度を聲明す

### 一、聲明を發するに當りて

丸三の問題は、吾等の熱望と努力にも拘らず、遂に平和の裡に解決を見る能はずして、既に御報告の如く、戦害をするに至つた。吾々は一度勞資戦の火蓋を切る時に、そこには、必ず社會的經濟的に、大きな犠牲の拂はれることを知つてゐる。故に吾々は、今回の問題についても、其の發生より終始一貫して、飽くまで慎重に考慮し、冷靜なる態度を以て事に當つたことは、丸三との交渉が前後數回に涉つて折衝を重ねたこと、及會社が交渉二回にして、すでに言下に拒絶したるを、更に再考を促した事等によつても明かに知ることが出来ると思ひます。従つて吾々は、今回の丸三の問題に關しては、取るべき一切の順序は完全になした事と信じます。別の言葉で申しますならば、今回の問題について、丸三や會社からあまりに粘着サツパリにへな付けられた爲に、以上施すべき術がなかつたのであります。然るに前述の如く、會社があまりに頑迷な爲か、或は吾等を侮りたる爲か、吾等の所望たる「平和裡に事を運ぶ」事が出来ずして、今日の如き状態に立ち至つたのであります。如斯事態は、勿論吾等へき現象ではありませぬし、事故に至つては吾々の力によつては、如何ともなし得ないのであります。されば吾々は、たゞ此問題の内容に對して許す限り詳細に事の経緯を報じ、以て公正なる批判を仰ぎたいと思ふのであります。

### 二、庭物倉積から丸本の開店まで

事の起り、七月十日丸三の辨田は突然從業員代表を招致して、従來丸三に於て取扱つてゐた庭物と稱する地小家の取扱について、荷主——會社や金萬等——から「荷の取扱を變更し、川越の夫に其荷を取扱はしむる」旨の通告があつた事を知らしめて、逃げるやうに大阪へ出立して仕舞つたのであつた。其間の事情に疑を容る點あるにより丸三の從業員は我野田支部と協力して、調査したる處、意外にも其丸三の荷を奪つて從業員を困らせる事に關して、辨田も其協議に集つてゐることが判明したので、直ちに鈴木副主任に面會して、其不當を詰問し、そして其爲に際する損害五百七十四圓九錢の損害賠償を要求したのであつた。けれども責任者が居なれば交渉は廿三日まで延々つて來た。然るに廿三日の午後に至るや、大阪から歸町した辨田は、右の要求を拒絶すると共に、今度は「十七工の倉積も庭物同様會社原料部で直接取扱ふことになつたから承知されたい」と通告したのであつた。形勢の不穏なるを見た我野田支部は、廿六日理事會の決定に基づいて丸三に嚴重に交渉したのであります。其結果

- 一、此後荷主より荷扱方變更申出ありたる時は從業員と相談すること、其場合は野田支部より立會ふこと
- 二、現在の十七工積に關しては漸次排撃して唯五名位を倉積多忙の期間置くに於ける
- 三、と云ふ口約を得て解決したのであつた。然るに其後夫は一日と増員するばかりで、組合との約束は少しも行はれなかつた。そして廿数名の夫は忽ちにして四十名を超えてしまつた。然も丸三は、之に對して何等積極的な方策を立てずして、組合との約束に對しても平然として蹂躪して顧みないのであつた。

問題の再燃——我野田支部は丸三の無誠意なるに驚いた憤慨するよりも嘔然とした。そこで、前の契約の關係上小泉七三氏を遣はして嚴重に抗議したのであるが、彼辨田は言を左にして要領を得ず、叩頭百遍唯謝罪するのみであつた。九月四日其報告を得た理事會は、丸三の不誠意極なる其態度に對して糾弾し其反省を求め、以て問題を徹底的に解決することに方針を決定した。かくて問題は以前よりも更に複雑化し、再燃したわけでありました。

丸本運送店の開業——一方川越は、其時までは、單に人夫を紹介してゐるに過ぎませんが、吾々が前述の如く丸三と折衝してゐる中、益々丸三の荷を覆食して、ついに丸本運送店を創立するに至つたのであります。そして、先

### 三、生れるもの、或は滅亡するもの總ては、夫が社會的に必要か否かによつて定まるのであります。然らば、現在の野田町は、丸本運送店を必要とするだらうか？ 就中會社の荷を取扱ふに、丸三だけでは不足であるか？ 否！ 吾々、そして夫は、必要でないばかりでなく、實に恐しい、實に憎むべき陰謀によつて生れたる所の、野田の平和を攪亂する怪物であります。會社の荷が今年と共に以前と比較して増加せざる限り、或は此後非常に増加する理由の存せざる限り現在の丸三で十分であることは、何人が見ても、直ちに判断し得る事でありました。丸本が會社の荷を取扱ふに於ては殊更であります。何故ならば會社は丸三に對して一萬五千圓と云ふ多額の出資をしてゐるのであるから、會社が自分の荷を自分でつくつてゐる丸三に扱はしむるのは當然の事だからであります。然るに、事實は夫に反して、會社は荷物の殆んど全部を丸本に渡してゐるのであるから問題ななりません。然も丸三は、會社との關係に於てかくも密接なならずとも、北矛盾した會社の行爲に對して一語の抗議もしないのみか、九月六日の丸本の開業祝賀の宴會には、丸本、會社の要人と共に門松懸に於て、同席してドンチャン騒ぎをしてゐるのであります。あ、何と云ふ奇怪だらう？

### 四、丸三と丸本と會社の鼎立

丸本は表面上立派な個人經營の運送店であります。従つて、若し其裏面に於てはもうであつたらば、丸三と丸本は、丸三と丸本との關係の如く、はつきりとした商賣敵の立場に立つて競争すべき筈であります。夫が、丸本は創業以來何年かの間必死になつてゐる活躍も、荷且丸三級の會社の荷は、小麦一粒も奪ひ得なかつたに比べて、丸本が看板も掲げざる前か、會社が荷を丸本宛に送られると云ふ風に易々と會社の荷を奪ひ去る事を見る時は、丸本と丸三と會社の三者間の、何等の關係もない、何人が断言し得ようか。果して、我野田支部の調査に依れば、丸三は川越に對して、川越が架橋工事を請負ふ際、其保證金一萬圓を融通したことが稍々確證になつたのであります。吾々は有つて今直ちに明言し得ないのであるが、其準備中に川越は丸本と會社の關係を密に保ち、丸三が何の程度の関係の岩田屋に於て兩者の會合するあり、そして深更まで密議をこらした事まで聞知してゐます。辨田と川越との關係は斯くの如くであります。會社と丸三の關係は、屢々繰り返した通りで既に明かだと思ひます。そこで残る問題は、丸本と會社が如何に結ばれてゐるかにあります。が要は荷の扱ひにあるので夫が現在の如く、自分の出資してゐる丸三に扱はせしめて丸本に渡してゐる以上、夫は論ずるまでもなく明々白々たるものがあると思ひます。即ち、會社と丸本の間には、完全に一派の相通するものがあることは、最早否定する事の來ない、事實であります。かくて、丸三と丸本と會社は完全に聯絡してゐることが判つた。されば丸三は我野田支部と從業員の死活問題の交渉をしてゐる時にドンチャン騒ぎをやると云ふ呑氣な事をしてゐられるのであります。こゝにまた問題が提出された。即ち三者が聯絡してゐる八百長は、其目的が奈邊にあるかと云ふことと之であります。

### 五、三者の提携は組合破壊策

大正十四年の七月、丸三は從業員全部を解雇して、丸三委員會を潰滅せしめんとした爲に彼の大事件を惹起したのであつたけれども夫は全然失敗して却つて組合を認めねばならぬ反對の結果が生れたのであつた。だから、普通人であるならば、大に反省する所があつて然るべき手段でありましたが、血の廻りの丸三は、今度其逆の手段によつて組合の破壊を企ててゐます。其具體化したもののが、即ち三者の鼎立による荷の扱方變更でありまして、若し此策が行はれたならば、幾月の後には丸三の百餘名の從業員つひに失業の悲運に陥らねばならぬので、然る時は必然に丸三委員會は成立するわけでありましたが、是れ繰り返

### 六、交渉の経過と會社の態度

斯様な次第ならば、丸三は日増に不利な状態に陥り、極端に荷のない日は、一日に十五圓の收入の時さへあるやうになつた。而も丸三は何等の対策も講じないので、我野田支部は、九月四日の理事會に於て丸三に對して契約の履行を迫つたのであります。然るに、彼辨田は言を左右にして責任を回避せんとしたのであります。そこで我々は、九月十一日更に委員會の議を経て、

- 一、會社に對し、野田支部と協力して、會社の荷は従來通り丸三に爲さしむることを要求すること。
- 二、從業員の生活保護を要求したのであります。夫に對して丸三は全部拒絶したのであります。其時議論した結果、わづかに第二項に對しては、更に會社と相談の上確答することになつたのであります。然るに夕刻に至りて文書を以て夫を拒絶されたので已むなく我々は丸三との交渉を打ち切り、會社に對して直接交渉することになつたのであります。そして、十三日午後河口源太郎氏外四名の代表は、會社を訪問して左記の要求を提出したのであります。

- 一、従來通り會社の荷を丸三に扱はしむること
- 二、右の要求に對する回答は、十四日午後並木工場課長より有つたのであります。が「折角であるが希望に添ふことは出来な
- 三、と云ふ一言の下に拒絶されたのであります。乍ら、吾等は事の重大なる故を以て、更に會社に對して再考を促したのであります。されど無情なる會社は何等反省する所なく、再び拒絶したのであります。如何に會社が今回の問題について冷酷であるかは、十二日に我々に對して爲した左記の聲明を見ても明かだと思ひます。

- 一、目下盛んに會社と丸三は暴力圍を雇入れて組合と戦はしめると云ふ噂があるが會社はそんなことをしな
- 二、會社は、丸三を潰して從業員を困らせやうとして殊更に丸三に荷を取扱はせぬやうなことをしな

### 七、罷工の宣言と保留案の復活

此聲明は、明かに會社が今回の問題について局外的立場に立たんとする努力であつて、實に卑怯な態度であります。會社が數回宣言を發して、あまねく天下に聲明するとも、事實は夫よりも、更に雄辯に證明してゐます。丸三を潰さめと云つても、會社の荷だけ立つてゐる丸三が、其荷を他に奪はれた時、何うして存続することが出来ませうか。吾々にとつては、會社の其態度は、恰も口に念佛を唱へ乍ら右手に剣を握つて我々の咽喉に突きつけられてゐる思ふであります。

- 一、保留案は、更に
- 二、保留案を復活し、あらためて會社に要求し

### 八、我等の態度

今回我々が、急にストライキを敢行したことに對しては、世上幾多の議論を耳にするのであります。が、幾度か繰り返して述べました通り已むを得ざる自衛手段であつたのでありまして、吾等は、會社の態度が現在の如く頑迷なる限り其種省するまで、飽くまで初志の貫徹の爲に邁進するものと